

足利市保育所等整備後期計画

足 利 市

令和4（2022）年5月

目 次

1	計画策定の背景と目的	3
2	本計画の位置づけ	4
3	計画策定にあたって	5
	(1) 基本的な考え方	5
	(2) 計画期間	5
	(3) 足利市子ども・子育て会議からの答申	5
	(4) 庁内関係部署で構成する関係課長会議による協議	5
4	足利市保育所整備前期計画の検証について	6
	(1) 足利市保育所整備前期計画の実施結果	6
	(2) 検証結果	6
5	人口の推移と推計	7
	(1) 人口と就学前人口の推移	7
	(2) 出生数と合計特殊出生率	7
	(3) 足利市人口ビジョンに掲げる目標人口の シミュレーションによる将来推計人口	8
6	本市の保育を取り巻く現状	8
	(1) 入所児童数の推移	8
	(2) 0～5歳児の入所割合の推移	9
	(3) 市内の保育施設等の状況	9
7	公立保育所等の課題	10
	(1) 利用定員の適正化	10
	(2) 施設の老朽化	11
	(3) 保育ニーズの多様化	12
	(4) 公立保育所の運営にかかる費用	12
	(5) 施設整備に係る費用	12
8	保育所等入所児童数（保育ニーズ）の今後の推計	13
9	公立保育所の役割について	14
10	公立保育所等の再編に係る基本的な考え方について	15
11	公立保育所等再編計画	15
	(1) 運営を継続する施設について	15
	(2) 施設の統廃合について	16
	(3) 民営化を図る施設について	16
	(4) 施設の用途を転用する施設について	17
	(5) 他の計画との整合を図る施設について	17
12	再編スケジュール	18
13	資料	19

1 計画策定の背景と目的

国レベルでは少子高齢化が進展し、総人口の減少が続いています。本市においても同様の傾向ですが、特に0歳から5歳までの就学前の子どもの数が急激に減少しています。そのような状況の中で、核家族化が進行し、共働き家庭や多様な働き方が増加するなど、仕事と家庭の両立を支援するために、保育施設の果たす役割は以前にも増して重要となっています。

また、地域のつながりが希薄化するなど、地域での子育て力が低下しており、今後の保育施設は、保育を必要とする家庭に限らず、在宅の子育て親子への育児相談の支援など、地域の子育て拠点としての機能を果たすことが求められます。

これまで本市の公立保育所は、昭和26年度に大町保育所を開設して以来、人口の増加とともに施設数を増やし、昭和54年度にわたらせ保育所が開設されたことで、その後暫く続くこととなる15公立保育所の体制が整いました。

しかし、社会の変化とともに入所児童数が減少していく中で、定員の適正化に向けた再編が行われることとなり、平成12年度には「足利市立保育所定員適正化等の基本方針」を策定し、平成17年度に葉鹿保育所と板倉保育所を統合し、にし保育所が整備されました。さらに、平成23年度に「足利市保育所整備前期計画」を策定し、平成25年度に松田保育所を、平成26年度には久野保育所を近隣の公立保育所へ統合し、福居保育所の民営化を行いました。

そして、令和元年度に「足利市公共施設再編計画」が策定され、高度経済成長時代に整備された公共施設を今後も同じ規模で維持更新していくことはできないとの判断から、将来的に公共施設を延べ床面積換算で42.2%削減していく方針を定め、その方針に則り、令和2年度末に名草保育所をきた保育所への統合（集約化）を行いました。

これまでの経緯が示すように、公立保育所はその時々々の社会ニーズに合わせて変化してきました。今後も社会のニーズに合わせて変化を続けていく必要があります。本市の年少人口の減少が進む局面の中で、さらなる再編は避けて通れない状況となっています。また、施設の老朽化への対応も併せて検討していくことが求められています。

足利市保育所等整備後期計画（以下「本計画」という。）は、足利市子ども・子育て会議からの意見を踏まえつつ、公立保育所及びこども館等を再編し、本市の未来を担う子どもたちやその保護者に、良質な教育・保育、子育て支援を提供することを目的に、公立保育所等の再編を計画的に進めるために策定するものです。

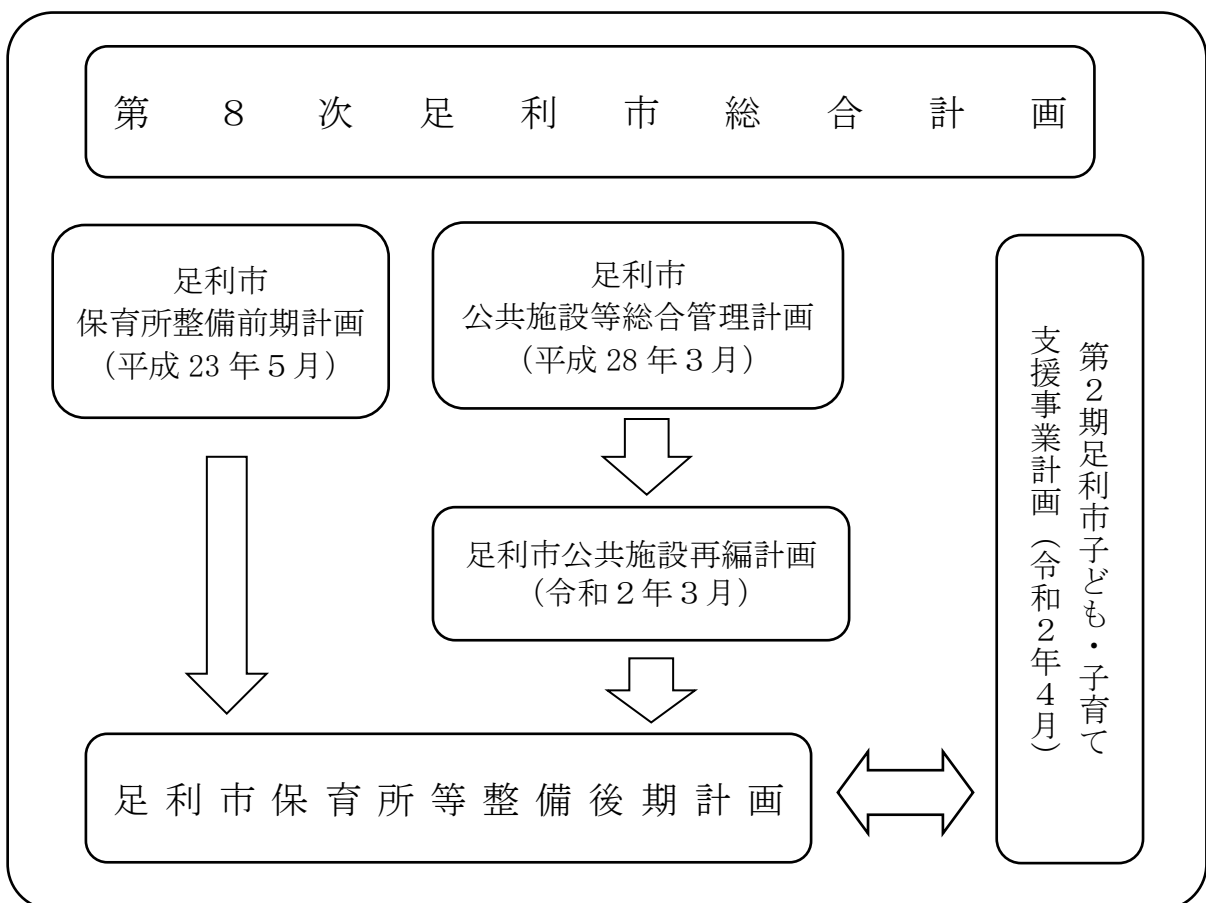
2 本計画の位置づけ

本計画は、「足利市保育所整備前期計画」において「平成27年度以降に順次統廃合を含む民営化を進めていく」とされた公立保育所等の再編計画であるとともに、「足利市公共施設等総合管理計画」の基本方針に基づき策定された「足利市公共施設再編計画」のより具体的な計画（個別施設計画）として位置づけています。

また、「第2期足利市子ども・子育て支援事業計画」における確保すべきとされている保育の必要量と整合を図り計画を策定しています。

本市の既存の計画との関係性は下図のとおりです。

計画体系図



3 計画策定にあたって

(1) 基本的な考え方

- ① 足利市保育所整備前期計画に基づき実施された公立保育所再編の検証を行います。
- ② 現在の保育施設の入所児童数と今後の推移を把握します。
- ③ 各施設の築年数を把握し、児童人口の将来推計値を基に今後の公立保育所等の適正配置を検討します。
- ④ 施設の適正配置の検討にあたっては、公立保育所等の統廃合と民間事業者の参入促進を進めます。
- ⑤ 計画の対象とする施設は、公立保育所（10施設）、こども館（2施設）及び板倉ふれあい児童館とします。
- ⑥ 上記①～⑤を踏まえ、広く市民から意見を求め、本計画を策定します。

(2) 計画期間

計画期間は、令和5年度から令和12年度までとします。計画期間中、計画に修正が必要な状況等が発生した場合には随時見直しを行います。

(3) 足利市子ども・子育て会議からの答申

足利市長の諮問会議である「足利市子ども・子育て会議」に対して、「足利市公共施設再編計画を踏まえての公立保育所等の再編について」を諮問しました。様々な視点からの活発な議論を経て、諮問事項についての答申をいただきました。

(4) 庁内関係部署で構成する関係課長会議による協議

関係部課間相互の連携、調整によって、施設等のあり方や整備について、保育ニーズ、子育て支援施策、財政面など様々な視点から検討し、協議を行いました。

4 足利市保育所整備前期計画の検証について

平成23年5月に策定した足利市保育所整備前期計画（計画期間：平成24年度～平成26年度）に基づき以下の統廃合及び民営化を実施しました。実施後3か月経過後に行った保護者アンケートの結果などを踏まえて検証を行いました。

（1）足利市保育所整備前期計画の実施結果

①統廃合した保育所

対象施設	実施結果	計画年度	実施年度
にし保育所	松田保育所を廃止 ⇒ にし保育所に統合	H24年度	H25年度
松田保育所			
梁田保育所	久野保育所を廃止 ⇒ 梁田保育所に統合	H25年度	H26年度
久野保育所			

②民営化した保育所

対象施設	実施結果	計画年度	実施年度
福居保育所	新設による民営化	H26年度	H26年度

（2）検証結果

足利市保育所整備前期計画の実施にあたっては、実施年度の遅れはあったものの計画内容を実行することができ、所期の目的を達成することができましたが、今後改善すべき点も残すこととなりました。

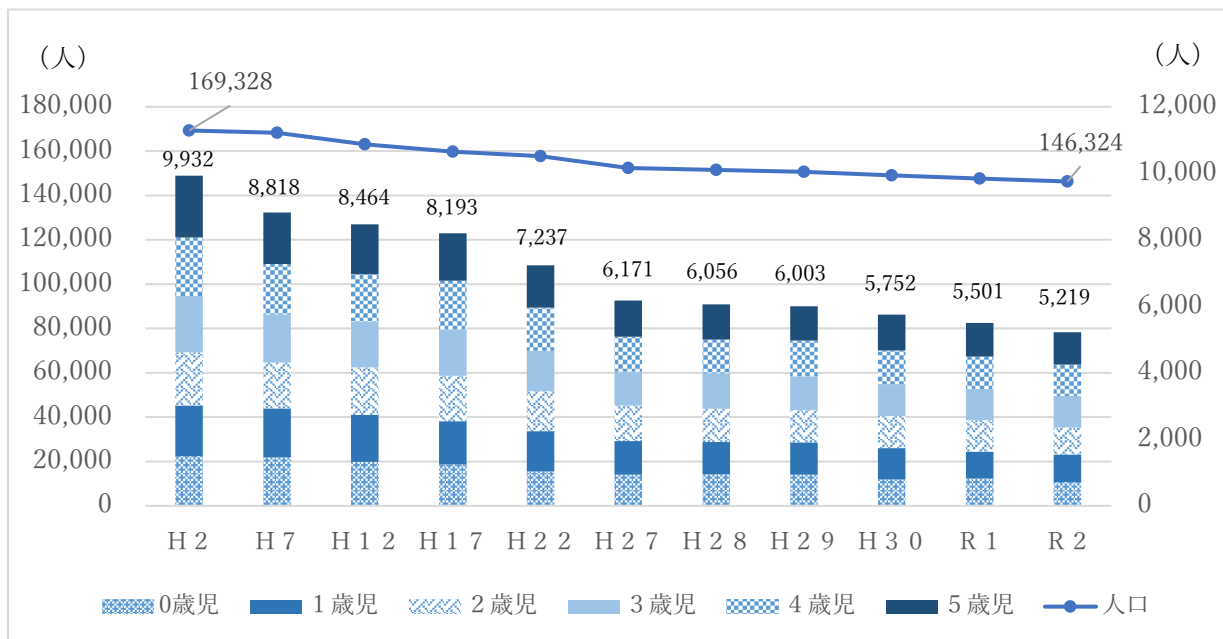
その一つに、計画の発表から実施までの期間が短く、児童や保護者に対する配慮が充分でなかったことが挙げられます。最終的に合意をいただきましたが、地域の方を含めた関係者にご負担をお掛けすることとなりました。

また、新しい生活が始まって3か月後の保護者アンケートでは、好意的な意見も多くありましたが、一部の児童には新しい保育所に馴染むまでに時間を要した経過が記され、交流保育などの慣らし期間をもう少しとることができればという保護者の思いに寄り添った対応が必要でありました。

本計画では、これら改善点を踏まえた対応が必要であるとともに、実施にあたっては十分な周知期間をとり、子どもや保護者に過度な負担や不安を強いることがないようにすることが求められます。

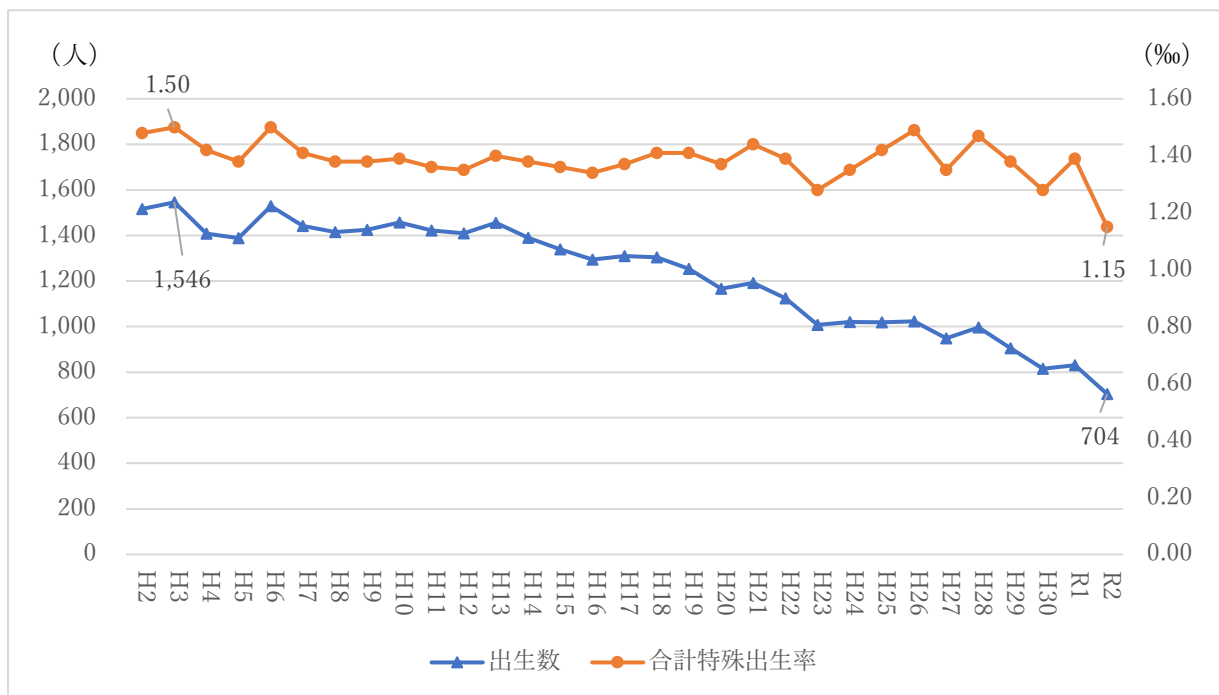
5 人口の推移と推計

(1) 人口と就学前人口の推移



(資料：住民基本台帳(10月)による登録人口。平成17年以前は推計人口)

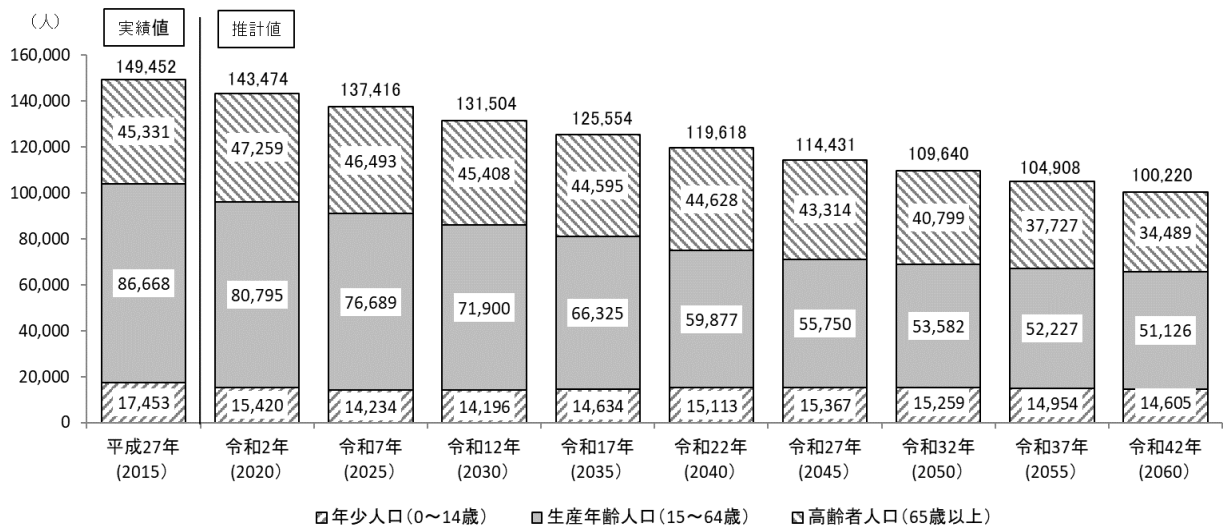
(2) 出生数と合計特殊出生率



(資料：住民基本台帳(10月)による登録人口。平成17年以前は推計人口)

※合計特殊出生率：出生可能年齢(15歳～49歳)の女性に限定し、年齢ごとの出生率を足し合わせ、一人の女性が生涯何人の子どもを産むのか推計した値。単位はパーミル(千分率)。

(3) 足利市人口ビジョンに掲げる目標人口のシミュレーションによる将来推計人口

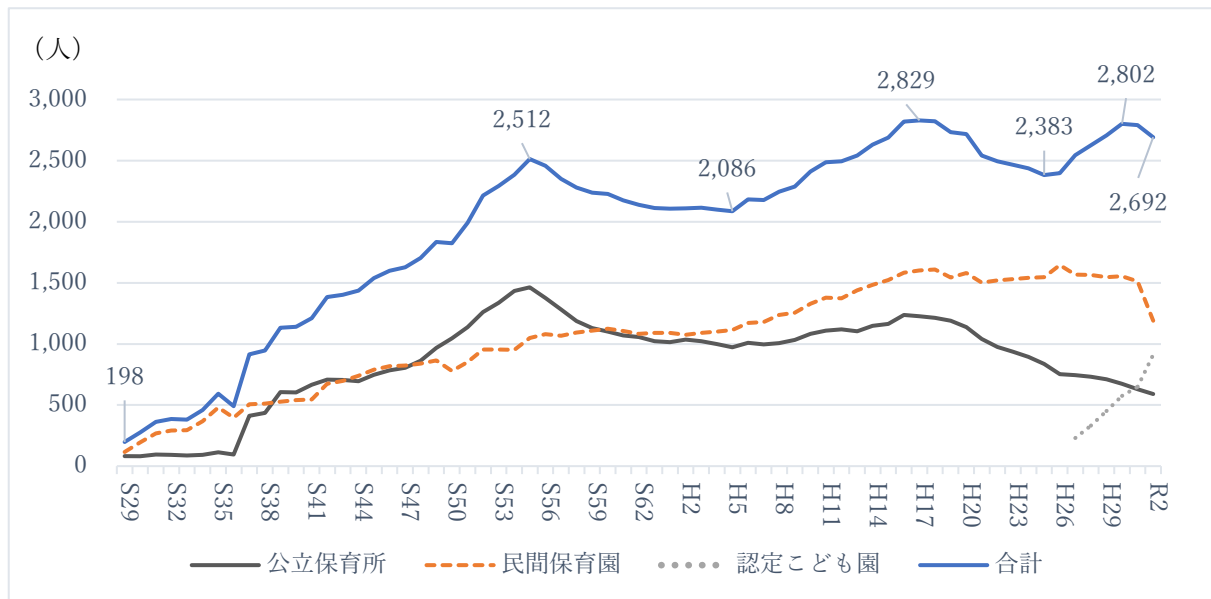


(資料：社人研推計をもとに国で作成された人口推計ワークシートによる推計)

6 本市の保育を取り巻く現状

(1) 入所児童数の推移（昭和29年度から令和2年度まで）

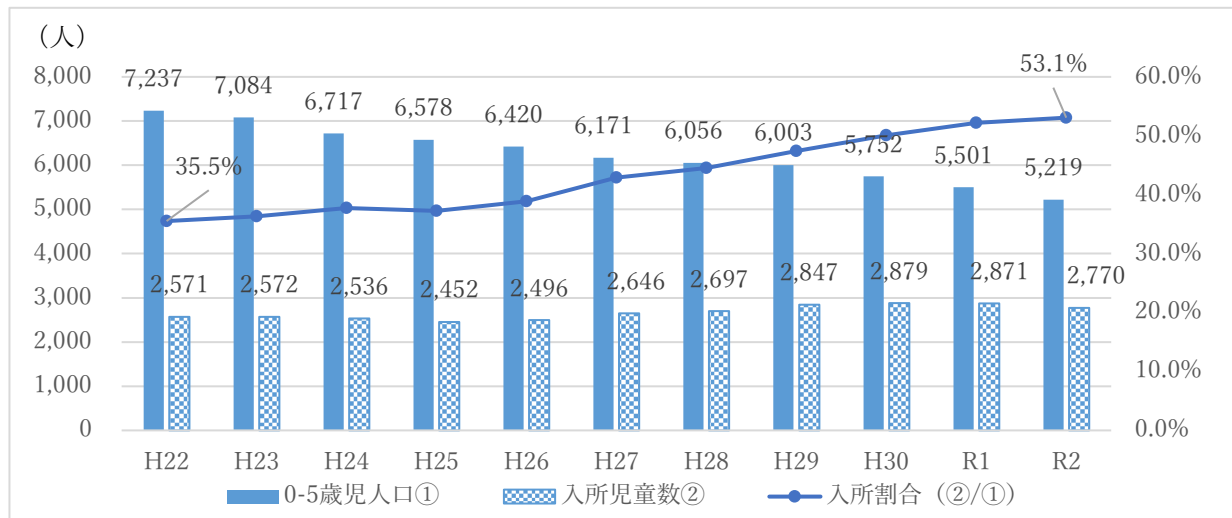
記録が残っている昭和29年度以降の本市の入所児童数（保育ニーズ）は、高度成長時代を背景に上昇を続け、昭和55年度に最初のピークを迎えます。一旦減少に転じますが、女性の社会進出などを背景に、平成17年度に再びピークを迎えました。そして平成27年度以降、幼稚園が相次いで認定こども園に移行し、子どもを保育施設に預けやすい環境が整備されたことなどにより再び増加に転じましたが、最近では平成30年度を境に2年連続で減少しています。



(資料：入所児童数は、各年の保育所（園）の入所児童数の年間延べ人数より算出)

(2) 0～5歳児の入所割合の推移

0～5歳児人口は年々減少している一方、保育認定を受け保育施設へ入所している児童数は平成26年から平成30年までの間、増加が続きました。



(資料：0～5歳児人口は住民基本台帳(10月)、入所児童数は施設からの人員報告(3月分)の集計値(受託児童数は除く))

(3) 市内の保育施設等の状況

(人)

区分	NO	エリア	施設名	住所	利用定員	入所児童数	定員充足率
公立保育所	1	中央	大町保育所	大町 446	60	49	82%
	2	中央	わたらせ保育所	錦町 94	70	61	87%
	3	東	山川保育所	山川町 84-2	100	84	84%
	4	西	三重保育所	五十部町 1174-1	50	40	80%
	5	西	大前保育所	大前町 1199	30	21	70%
	6	西	にし保育所	大前町 1474-1	90	75	83%
	7	南	みなみ保育所	西新井町 3265-1	90	69	77%
	8	南	梁田保育所	福富町 894-1	90	76	84%
	9	南	羽刈保育所	羽刈町 845	70	61	87%
	10	北	きた保育所	赤松台 1丁目 1	70	57	81%
	11	北	名草保育所	名草中町 1160	20	10	50%
小 計					740	603	81%
民間保育園	1	中央	常念寺保育園	通 7丁目 3094	90	89	99%
	2	中央	足利本城保育園	本城 1丁目 1742	70	67	96%
	3	中央	龍泉寺保育園	助戸 1丁目 652	220	175	80%
	4	東	しんまち保育園	毛野新町 1丁目 5	90	86	96%
	5	東	ポッポ保育園	多田木町 1070	90	83	92%
	6	西	小俣幼児生活団	小俣町 1412-1	110	107	97%
	7	西	やままえ保育園	鹿島町 167-1	120	120	100%
	8	南	ルンビニ保育園	借宿町 399	100	100	100%
	9	南	天王保育園	福居町 334-1	190	175	92%
	10	南	ふくい保育園	島田町 805	130	129	99%

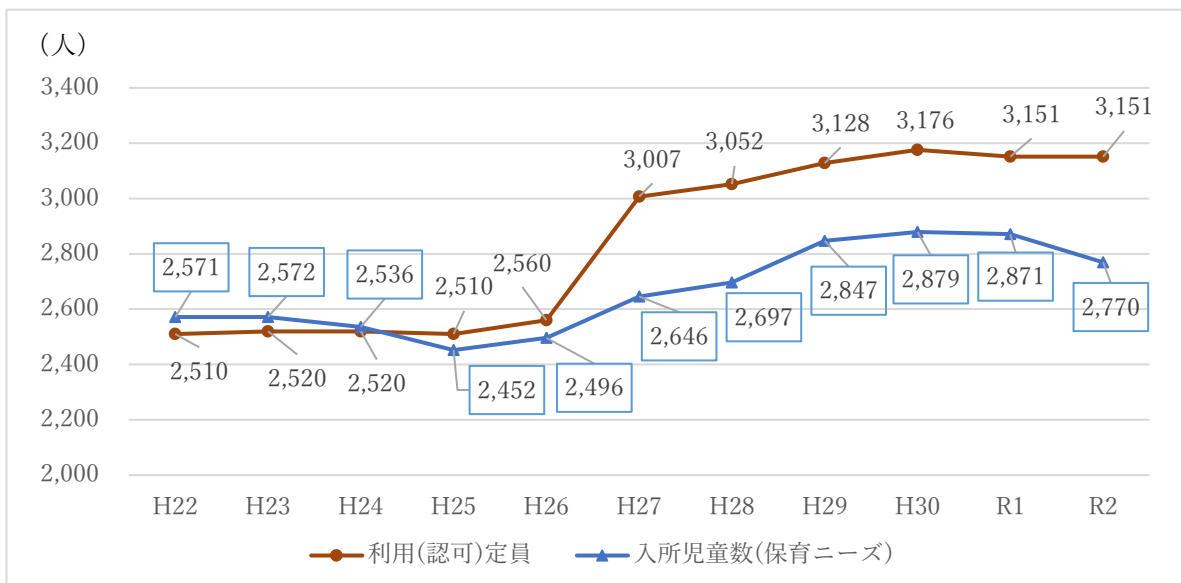
	11	北	わかば保育園	利保町1丁目4-3	110	110	100%
	小 計				1,320	1,241	94%
認定こども園	1	中央	友愛幼稚園	通5丁目3437	40	31	78%
	2	中央	足利幼稚園	家富町2188	90	86	96%
	3	中央	花園幼稚園	大町2-6	80	85	106%
	4	東	旭幼稚園	大沼田町747	60	55	92%
	5	西	足利いずみ幼稚園	五十部町155-5	90	83	92%
	6	西	東光寺幼稚園	葉鹿町224	90	80	89%
	7	西	足利めぐみ幼稚園	小俣町660-4	50	25	50%
	8	西	両野こども園	小俣南町4-2	360	272	76%
	9	南	足利しらゆり幼稚園	田中町943-11	110	95	86%
	10	南	足利こぼと幼稚園	堀込町2973	69	72	104%
	11	南	矢場川幼稚園	里矢場町2261-1	40	32	80%
	小 計				1,079	916	85%
地域型	1	南	山辺ひよこ園	堀込町1410-1	12	10	83%
	合 計				3,151	2,770	88%

(資料：利用定員は令和2年度、入所児童数は施設からの人員報告(3月分)の集計値(受託児童は除く))

7 公立保育所等の課題

(1) 利用定員の適正化

保育施設の利用定員と入所児童数は、平成26年度までは概ね同水準で推移していましたが、子ども・子育て支援新制度が開始された平成27年度以降、私立幼稚園の認定こども園への移行が相次ぎ施設の利用定員が増加していきました。令和2年度の時点で、入所児童数(保育ニーズ)を大幅に超過する利用定員が設定されています。



(資料：利用(認可)定員は平成26年度まで認可定員、平成27年度より利用定員の集計値。入所児童数は施設からの人員報告(3月分)の集計値(受託児童は除く))

(2) 施設の老朽化

公立の保育施設や子育て支援施設は、築年数が40年を超える施設も多く、建物や設備の老朽化が進んでいます。特に木造施設は施設耐用年数を大きく超えており、児童や保育士等の安全を確保するうえでも、早急に根本的な対策が必要となっています。

① 保育施設

(年・㎡)

No	施設名	建 物						敷地面積
		建築年度	築年数	耐用年数	建物構造	耐震基準	床面積	
1	大町保育所	S52	45	47	RC造 2階建	旧	867	1,721
2	羽刈保育所	S57	40	47	RC造 2階建	新	590	3,342
3	山川保育所	H9	25	47	RC造 2階建	新	961	6,105
4	梁田保育所	H7	27	47	RC造 2階建	新	750	3,904
5	みなみ保育所	H11	23	47	RC造 平屋建	新	850	4,025
6	きた保育所	S50	47	38	CB造 平屋建	旧	498	3,520
7	三重保育所	S51	46	22	W造 平屋建	旧	475	3,263
8	大前保育所	S52	45	22	W造 平屋建	旧	419	2,232
9	わたらせ保育所	S54	43	47	RC造 2階建	旧	550	2,398
10	にし保育所	H17	17	22	W造 平屋建	新	930	6,525

※耐用年数は、補助事業等により取得し、又は効用を増加した財産の処分制限期間（厚生労働省告示第384号）による。

② 子育て支援施設

(年・㎡)

No	施設名	建 物						敷地面積
		建築年度	築年数	耐用年数	建物構造	耐震基準	床面積	
1	にしこども館	H15	19	24	W造 平屋建	新	284	3,630
2	八幡こども館	S47	50	22	W造 平屋建	旧	243	1,360
3	板倉ふれあい児童館	S54	43	47	RC造 2階建	旧	638	3,300

※耐用年数は、補助事業等により取得し、又は効用を増加した財産の処分制限期間（厚生労働省告示第384号）による。

(3) 保育ニーズの多様化

母親の就業機会の増加など就労形態が多様化する中で、乳児保育、延長保育、休日保育など保育ニーズが幅広くなっています。また、すこやか児や医療的なケアが必要な児童へのニーズも高まっています。

(4) 公立保育所の運営にかかる費用

公立保育所に係る運営費補助金については、国の三位一体の行財政改革により、平成16年度から一般財源化（地方交付税措置）され、その運営に係る費用は全額市の負担となりました。一方で、民間保育園の運営に係る費用は、国・県・市の負担割合（国1/2、県1/4、市1/4）に応じて負担しており、民間保育園と比較すると公立保育所に係る本市の費用負担が大きくなっています。

さらに、令和元年10月からの幼児教育・保育の無償化に伴い、公立保育所に係る費用負担が増したことにより、市の財政負担はより大きなものとなっています。

	保育料（国基準）		公費負担額		
公立保育所	実際の保育料額	保育料軽減額※	市10/10		
民間保育園	実際の保育料額	保育料軽減額※	市1/4	県1/4	国1/2

※保育料軽減額は、国基準の保育料に対して、市が補填（財政負担）することで利用者の負担を軽減しています。世帯の所得階層により異なりますが、概ね3～4割程度を補填しています。

(5) 施設整備に係る費用

平成18年度以降、国の行財政改革の一環としての補助金制度見直しに伴い、保育所施設整備補助制度による国や県の補助金は、公立保育所を除く民間施設のみが対象とされました。公立保育所を整備・増改築・大規模改修する場合の費用は、全額市の負担となります。

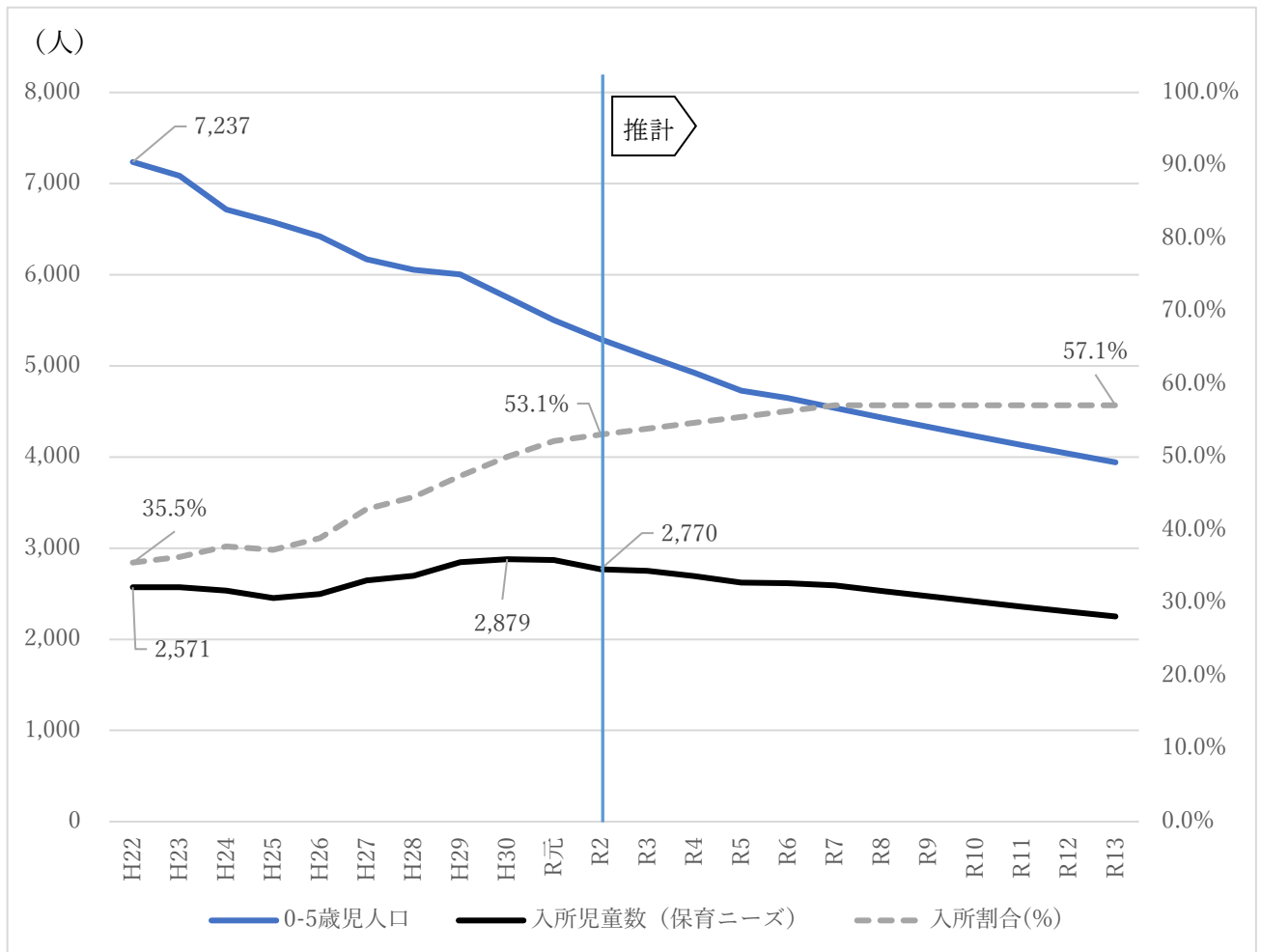
	施設整備費		
公立保育所	市10/10		
民間保育園	国1/2	市1/4	事業者1/4

8 保育所等入所児童数（保育ニーズ）の今後の推計

令和3年5月、厚生労働省は全国の保育所の入所児童数のピークを令和7年度に迎える見込みと発表しました。人口減少の進展度が国よりも早い本市においての入所児童数のピークは、国よりも早く到来することが予想されます。平成30年度を境に2年続けて入所児童数が減少している状況を踏まえると、平成30年度がピークであったと推測することができます。

今後の本市における入所児童数については、足利市人口ビジョン等の今後の人口推計と0-5歳児が保育施設に入所する割合（入所割合）の予測をもとに試算し、下図のとおり減少傾向が継続するものと推計されます。

令和13年度までの保育ニーズの推計



(0歳から5歳児の人口は足利市人口ビジョンとの整合を図った推計人口。入所児童数は施設からの人員報告(3月分)の集計値。入所割合は国の予測と同様に令和7年度まで上昇、以降横ばいが継続していくものとして推計)

9 公立保育所の役割について

保育所（園）が提供する保育は、国が示す保育所保育指針で具体的に定められており、これらに沿って公立保育所も民間保育園も運営されていることに加え、施設面においても国や県の基準により児童福祉施設としての最低基準が定められているため、基本的に保育の不均衡が生じないようになっています。

そのうえで、これまで本市においては、すこやか保育など特別な支援を必要とする児童や養育面の問題等で関係機関と連携・協力が必要な児童の支援に先導的な役割を公立保育所が果たしてきた実績がある一方で、民間保育園では、効率的な運営に努めながら、柔軟性・機動性を発揮し、園の保育理念や特色を生かして、多様な保育ニーズに迅速かつ柔軟に対応してきました。

今後も、本市における保育を持続的に推進するためには、民間事業者の協力が不可欠であり、公立保育所と民間保育園等の役割分担の中で多様な保育サービスの充実を図ることが求められます。

そのような関係性の中、市全体の保育の質を維持、向上させていくために、公立保育所には今後も次のような役割が求められます。

① 民間保育園等への支援

本市における保育の質の維持及び向上を目的に、民間保育園等への助言、相談をはじめとした支援を強化するなど、拠点保育所(※)としての役割を果たします。

② 保育における発達支援及び援助の強化

個別の支援を必要とする子どもや養育に不安を感じている家庭等に対し、適切な発達支援や援助の在り方等を研究し、関係機関や民間保育園等とネットワークを構築しながら必要な援助を行います。

③ 子育て支援体制の構築及び連携強化

公立保育所が有する子育てに関するノウハウと人材を活用し、在宅の子育て家庭を包括的に支援する体制の構築を進めるとともに、行政及び公的機関との連携の拠点としての役割を果たし、地域の子育て支援及び地域連携の役割を担います。

④ セーフティネットとしての役割

緊急時に弾力的な受け入れが可能となるようなセーフティネットとしての役割を担います。

※「拠点保育所」とは、本市全体の保育の質を向上させるために中心的な役割を担う保育所のこと。

10 公立保育所等の再編に係る基本的な考え方について

前述した公立保育所の役割を踏まえ、公立保育所等の再編に係る基本的な考え方を示します。

- ① 本市全体における保育所等の利用定員と入所児童数の適正化を進めます。
- ② 老朽化が進む旧耐震基準の施設については、統廃合を含め今後の方向性を示します。
- ③ 本市における保育の水準を維持、向上させるために拠点となる保育所については、運営を継続します。
- ④ 今後も保育ニーズが見込める地域の公立保育所については、民間の力を活用し、民営化を進めます。
- ⑤ 計画期間が長期にわたることから、状況の変化に対して必要な見直しを行います。

11 公立保育所等再編計画

(1) 運営を継続する施設について

① 運営継続の考え方

今後も本市の拠点保育所としての役割を果たし、本市の保育の質を維持・向上させていくために保育所の運営を継続します。

運営継続にあたっては、施設の統廃合の状況や保育ニーズの変化に合わせて、利用定員を柔軟に見直していくとともに、今後は保育機能のみの提供でなく、最も身近な児童福祉施設として、在宅の保護者が気軽に相談できる人や場所を提供するなど、子育て全体を支える機能を充実させていきます。

② 運営継続する施設

No	施設名	築年数	方針	実施年度
1	山川ふれあいセンター (山川保育所)	25	大規模改修	適切な時期(※)
2	梁田児童センター (梁田保育所)	27	大規模改修	適切な時期(※)
3	にし保育所	17	大規模改修	適切な時期(※)

※足利市公共施設再編計画に示されている時期を目安に、適切な時期に実施します。

(2) 施設の統廃合について

① 統廃合する施設の考え方

少子化が急速に進行する中、本市の保育行政を今後も持続的に推進していくためには、保育ニーズに応じた適正な利用定員の設定が必要です。

また、昭和50年前後に整備された公立保育所やこども館は、築後40年以上が経過し老朽化が進行しています。児童やそこで働く保育士などの職員の安全を確保するために、計画的に統廃合を進めていきます。

② 統廃合する施設

No	施設名	築年数	方針	移転・複合化先の施設	実施年度
1	大町保育所	45	閉所		令和9年度末
2	三重保育所	46	閉所		令和11年度末
3	大前保育所	45	閉所		令和9年度末
4	わたらせ保育所	43	閉所		令和12年度末
5	八幡こども館	50	移転(※1)	みなみ保育所	令和12年度
6	板倉ふれあい児童館	43	複合化(※2)	にし保育所	令和8年度

※1「移転」とは、別の施設に機能の一部又は全部を移すこと。

※2「複合化」とは、異なる用途の施設を複合すること。

(3) 民営化を図る施設について

① 民営化の考え方

保育施設が少なく、かつ一定の保育ニーズが今後も見込める地域においては、保育所の運営を継続していく必要があります。民間事業者がもつ活力を活用し、民営化を推進します。

② 民営化する施設

No	施設名	築年数	方針	実施年度
1	羽刈保育所	40	新設による民営化	令和9年度
2	きた保育所	47	民営化(※)	令和12年度

※きた保育所は施設を閉所のうえ、同所跡地において民営化を図り、北部地区における子育て支援機能を備えた拠点的な保育施設の整備を目指します。

(4) 施設の用途を転用する施設について

① 用途転用の考え方

近隣に保育の受け皿となる民間保育施設が複数所在している公立保育所については、施設の用途を転用し、施設の有効活用を図ります。

該当する施設の地区内には、本計画の再編対象施設でもある老朽化したこども館が存在していることから、当該こども館を移転させることで施設を有効活用し、地域の子どもたちの健全育成を支える児童厚生施設としての役割を担っているこども館の本市での4館体制を維持します。

② 用途転用する施設

No	施設名	築年数	方針	実施時期
1	みなみ保育所	23	こども館へ用途を転用(※)	令和12年度

※みなみ保育所は施設を閉所のうえ、こども館へ用途の転用を図ります。

(5) 他の計画との整合を図る施設について

① 他の計画との整合を図る考え方

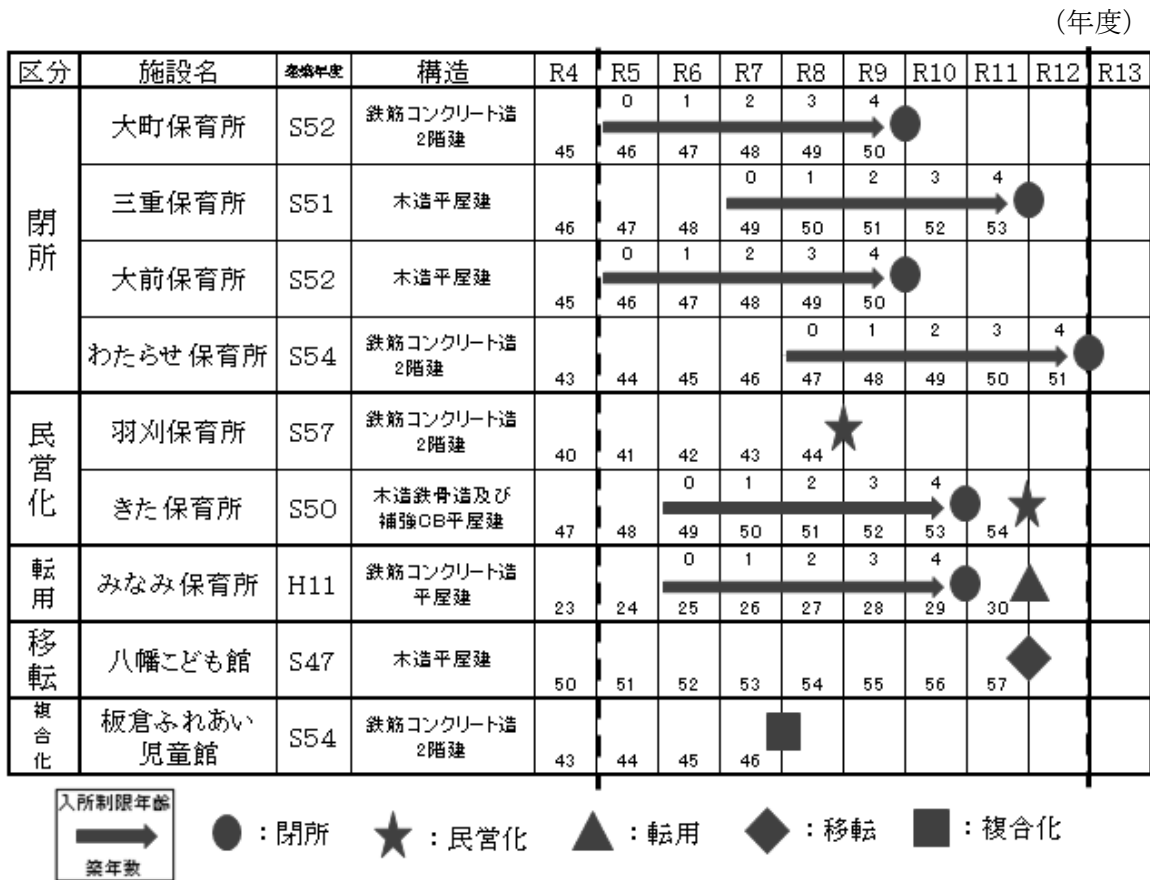
他の公共施設との複合施設であることから、現在の施設全体での見直しが必要と考えます。他の公共施設の再編計画を踏まえて再編を進めます。

② 他の計画との整合を図る施設

No	施設名	築年数	方針	実施時期
1	にしこども館	19	他の公共施設の再編計画を踏まえて検討	要検討

1.2 再編スケジュール

(1) 足利市保育所等整備後期計画のスケジュール



(2) 再編の手法

閉所：施設を閉所する年度の4年度前から児童の新規入所の制限を行います。4年度前は0歳児、3年度前は1歳児以下、2年度前は2歳児以下、1年度前は3歳児以下、そして最終年度は4歳児以下の新規入所の制限を行います。最終年度は5歳児（年長児）のみの在籍となりますので、在所児の修了をもって施設を閉所します。

民営化：羽刈保育所は、同所以外の土地に建物の新設を行う事業者を公募し、民営化を図ります。きた保育所は、閉所と同じ手法で施設を廃止したのち、同所跡地において、施設建替えのうえ事業を運営する事業者を公募し民営化を図ります。

転用：閉所と同じ手法で施設を廃止したのちに、施設用途の転用を図ります。

移転：閉所と同じ手法で廃止された施設に移転します。

複合化：用途の違う施設に統合します。

13 資料

資料1 足利市子ども・子育て会議への諮問と答申

(1) 諮問書

足健こ第294号
令和3年3月16日

足利市子ども・子育て会議
会長 橋本好広様

足利市長 和泉 聡



公立保育所等の再編に係る考え方について（諮問）

本市における公立保育所等の再編に係る考え方について、足利市子ども・子育て会議条例第2条の規定に基づき、次の事項について諮問します。

諮問事項 足利市公共施設再編計画を踏まえての公立保育所等の再編について

足利市公共施設再編計画を踏まえての公立保育所等の再編について

【諮問理由】

これまで本市の公立保育所の再編は、平成12年度に策定した「足利市立保育所定員適正化等の基本方針」に基づき、板倉保育所と葉鹿保育所をにし保育所に統合したほか、平成23年度に策定した「足利市保育所整備前期計画」に基づき、松田保育所や久野保育所を近隣の公立保育所へ統合し、福居保育所の民営化を図ってまいりました。

これら再編については、共働き世帯が増加し、就労形態が変化していくなど保育ニーズが多様化する一方で、全国的に少子化が進行するなか、本市も例外でなく少子化が進行し、民間保育施設を含めた本市全体の保育需給のバランスを維持していくことが求められていたことが背景にあります。

この間国では、質の高い幼児期の学校教育・保育を総合的に提供するため、平成24年8月に子ども・子育て支援法を制定し、国と地方が果たすべき役割と責任を明確にするための法整備を行いました。また、平成27年4月には子ども・子育て支援新制度をスタートさせ、住民に最も身近な存在である市町村が実施主体となって、幼児期の学校教育・保育、子育て支援のニーズを把握し、幼稚園・保育所・認定子ども園といった教育・保育施設の整備を計画的に進めることとしました。

財政面においても既存の制度を見直し、平成16年度に公立保育所運営費に係る国庫負担金を廃止したほか、平成18年度には公立保育所施設整備費国庫負担金についても一般財源化しました。結果として、財政的な負担が増した市町村による公立保育所の民営化が全国的に促進されることとなりました。

さらに、令和元年10月には幼児教育・保育に係る費用の無償化により、公立保育所に係る無償化分の負担は全額市町村の負担とされ、市町村の財政的な負担はより大きいものとなりました。

そのような状況の中、本市においては、前記2つの計画のほか、令和2年3月に「足利市公共施設再編計画」を定めました。この計画は、我が国の高度経済成長時代に整備された公共施設を同じ規模で維持更新していくことはできないとの判断から、将来的に公共施設を延べ床面積換算で42.2%削減していくことを定めたものです。公立保育所も例外でなく、再編計画の方針に則った再整備が求められることとなります。

以上のような背景により、同計画を踏まえた公立保育所等の再編を進めていくために、次の点についてご意見をいただきたく諮問するものです。

諮問事項① 利用定員の適正化について

(課題意識)

本市における保育所(園)の利用定員と入所児童数は、平成26年度までは拮抗していましたが、平成27年度以降、私立幼稚園の認定こども園への移行が相次ぎ、令和2年度現在、入所児童数を大幅に超過する利用定員が設定されています。

このように、受け入れ施設の供給過剰な状態が続けば、民間施設の経営に好ましくない影響を及ぼす可能性があるほか、私立幼稚園の認定こども園への移行を阻害する要因にもなることから、本市の保育ニーズ全体の需給バランスを改善し、民間施設の安定的な経営を確保するなどの対応が必要であると考えます。

諮問事項② 望ましい公立保育所について

(課題意識)

「足利市公共施設再編計画」においては、「山川保育所」、「梁田保育所」、「みなみ保育所」、「にし保育所」を拠点施設として位置付けているほか、「きた保育所」と「羽刈保育所」は民営化の選択肢を残してはいるものの、その他の施設と同様に集約化する方向性を示しています。

計画通りに施設の再編が行われた場合は、施設数はおおむね半数となり、市民サービスの低下につながりかねません。本市全体の保育サービスの水準を維持していくためには、スリムにする部分にはスリムにしても、強化・拡充が必要な部分は強化・拡充していくなど、メリハリをつけた対応策を検討することが求められます。

諮問事項③ 放課後のこどもの居場所について

(課題意識)

「足利市公共施設再編計画」においては、「にしこども館」、「八幡こども館」及び「板倉ふれあい児童館」の再編が位置付けられており、その方向性はいずれも「中期(R8～R17)」に「複合化」とされています。放課後学童クラブとしての役割(機能)が大きな比率を占める「こども館」と、乳幼児を持つ親同士のコミュニケーションの場としての役割(機能)が大きい児童館を、一律に検討することは相応しくないとの考えから、それぞれの施設が有する機能に着目して施設ごとに検討(機能別検討)することが必要と考えます。

(2) 答申書

令和3(2021)年9月21日

足利市長 早川 尚秀 様

足利市子ども・子育て会議
会長 橋本 好広



公立保育所等の再編に係る考え方について(答申)

令和3年3月16日付け、足健こ第294号で諮問された、標題につきまして、活発な審議を重ねた結果、下記のとおり答申します。

なお、留意されるべき事項を附帯意見として申し添えます。

また、公立保育所等の再編にあたっては、児童の健全な育成を図り、より良い保育環境を確保するために最善を尽くすよう要望します。

記

諮問事項① 利用定員の適正化について

- ・入所児童数に対する利用定員の供給過剰の現状において、幼児教育・保育施設を含めた本市全体の保育の需給バランスを図る必要があることから、公立保育所の再編を早急に進め、公立保育所の数を精査することによって利用定員の適正化に向けて取り組むこと。
- ・老朽化が著しい保育所は、特に再編を早急に進め、施設を利用する児童とその家庭、また、そこで働く職員の安全・安心の確保を図ること。

諮問事項② 望ましい公立保育所について

- ・公立保育所の再編に伴い、拠点保育所として残す施設数を更に精査していく必要がある。そして、拠点保育所においては、保育の質や市民サービスの低下を招くことがないように、公立保育所の機能の強化・拡充を図ること。
- ・公立保育所の機能の強化・拡充として、発達支援(すこやか保育)や医療的ケア児など特に配慮が必要な子どもに対し、きめ細やかな保育の実施に努めること。
- ・公立保育所の再編を進めると同時に、拠点とした保育所が幼児教育・保育施設と更なる連携の強化を図り、主体的に本市全体の保育の質の向上に努め、市民のニーズに応じたサービスの充実を推進すること。
- ・再編により捻出された予算は、子育て支援の充実及び拡充のため使うこと。

諮問事項③ 放課後のこどもの居場所について

- ・こども館及び児童館は、早急に複合化や機能移転等の再編を進めること。
- ・再編に伴い、各施設の更なる機能の充実を図ること。
- ・老朽化が著しい施設は、早急に移転等を進め、施設を利用する児童とその家庭、また、そこで働く職員の安全・安心の確保を図ること。

(附帯意見)

- ・放課後の子どもの居場所については、18歳未満までの子どもが気軽に行くことができ、安心して過ごすことができる場所の提供を実現すること。

(3) 足利市子ども・子育て会議の構成団体について

構成団体一覧

No.	選任区分	構成団体等
1	(1) 子ども・子育て支援法 第6条第2項に規定する 保護者	足利市幼稚園PTA連合会
2		足利市保育研究会
3		足利市小中学校PTA連合会
4	(2) 子ども・子育て支援に 関する事業に従事する者	足利市幼稚園連合会
5		足利市民間保育園連盟
6		足利市小中学校長会
7		市内各放課後児童クラブ
8	(3) 子ども・子育て支援に 関し学識経験を有する者	足利短期大学
9		市議会議員
10		足利市医師会
11		足利市主任児童委員部会
12	(4) 公募による者	公募（市内在住20歳以上の者）
13		公募（市内在住20歳以上の者）
14	(5) その他市長が必要と認 める者	足利市女性団体連絡協議会
15		健康福祉部（部長）

※選任区分：「足利市子ども・子育て会議条例」に基づく区分。

※構成団体等：「足利市子ども・子育て会議委員の構成に関する要綱」に基づく団体等。

※子ども・子育て支援法 第6条第2項：

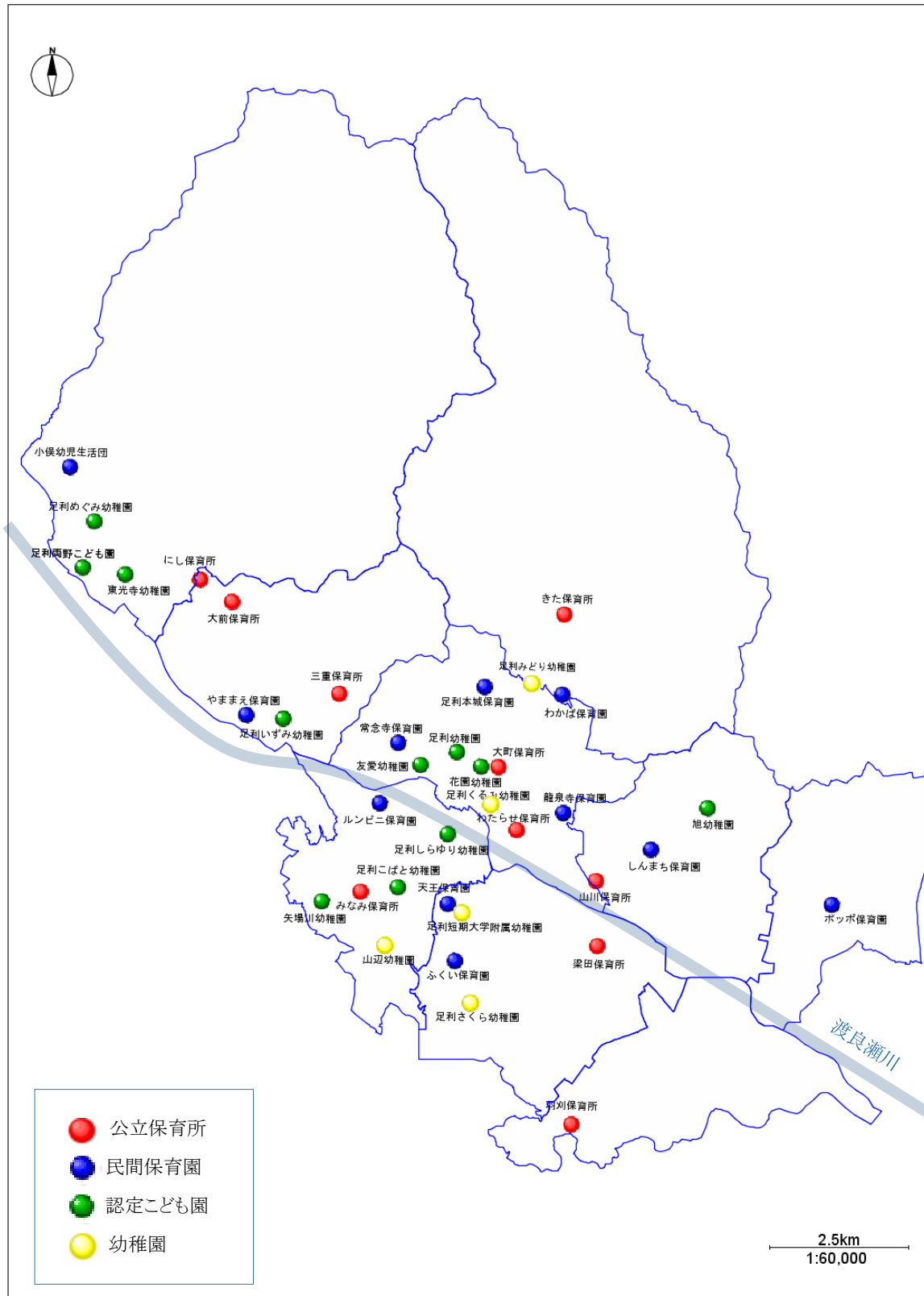
この法律において「保護者」とは、親権を行う者、未成年後見人その他の者で、子どもを現に監護する者をいう。

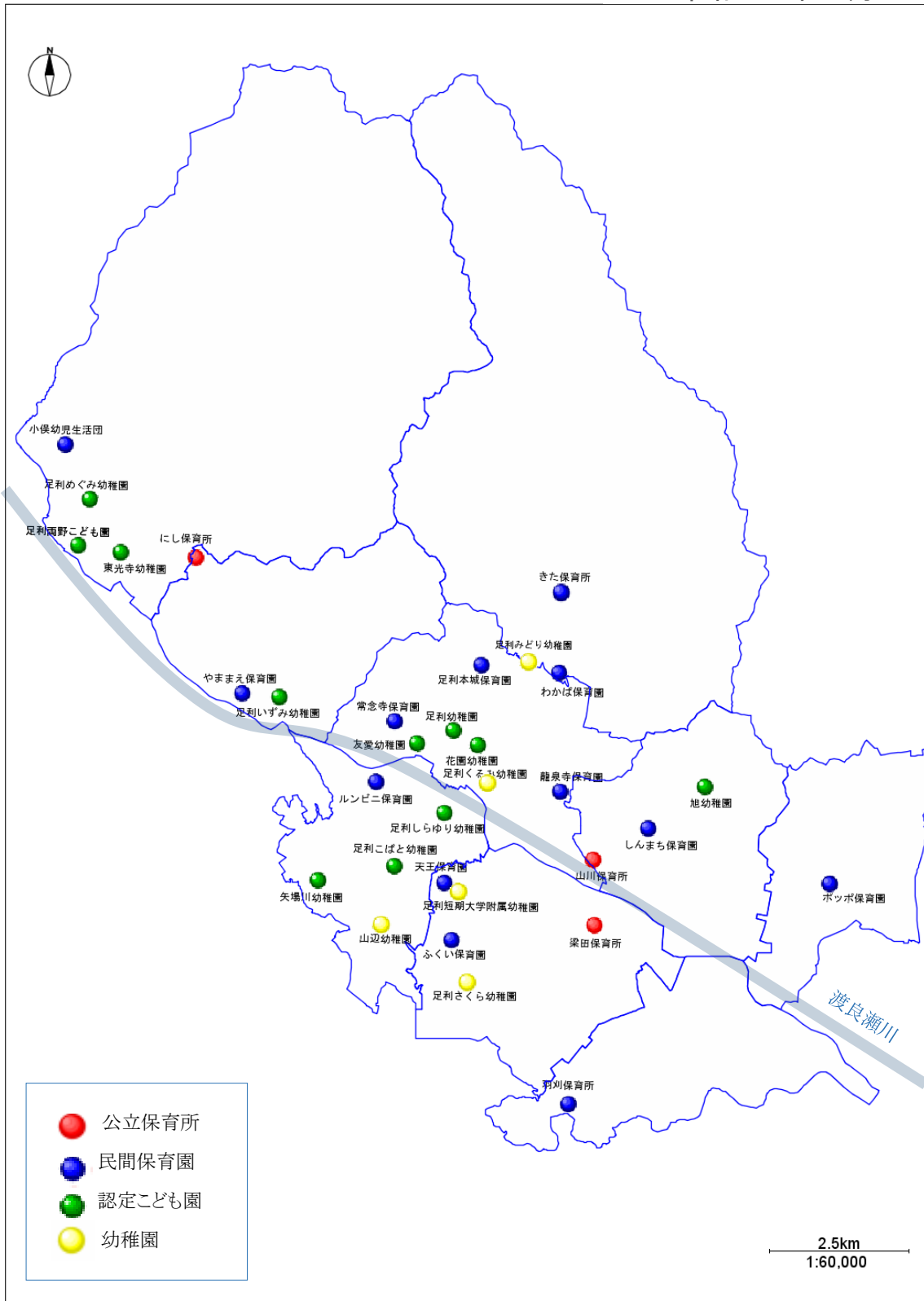
資料2 位置図

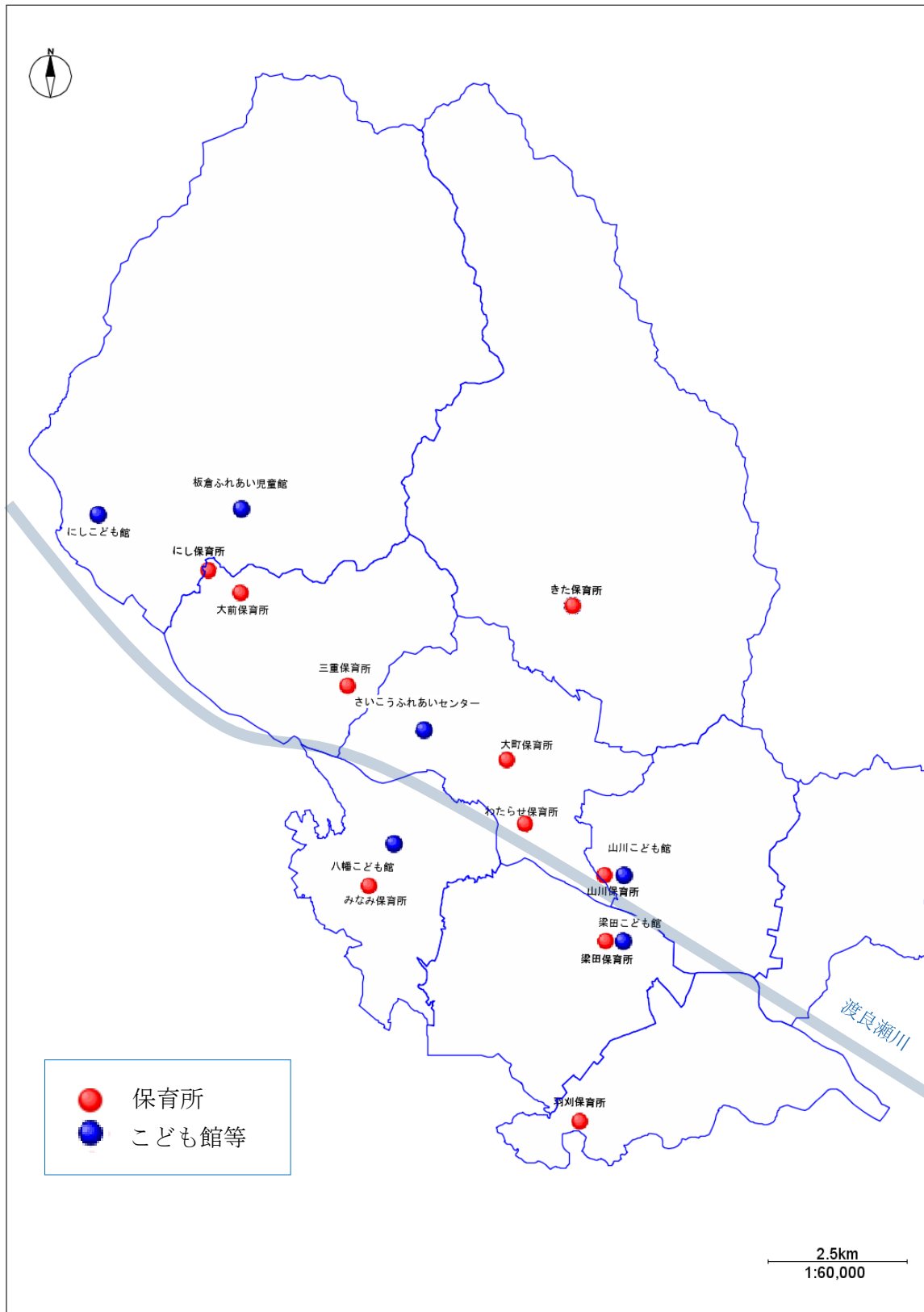
教育・保育施設 配置図

再編前

令和3年4月



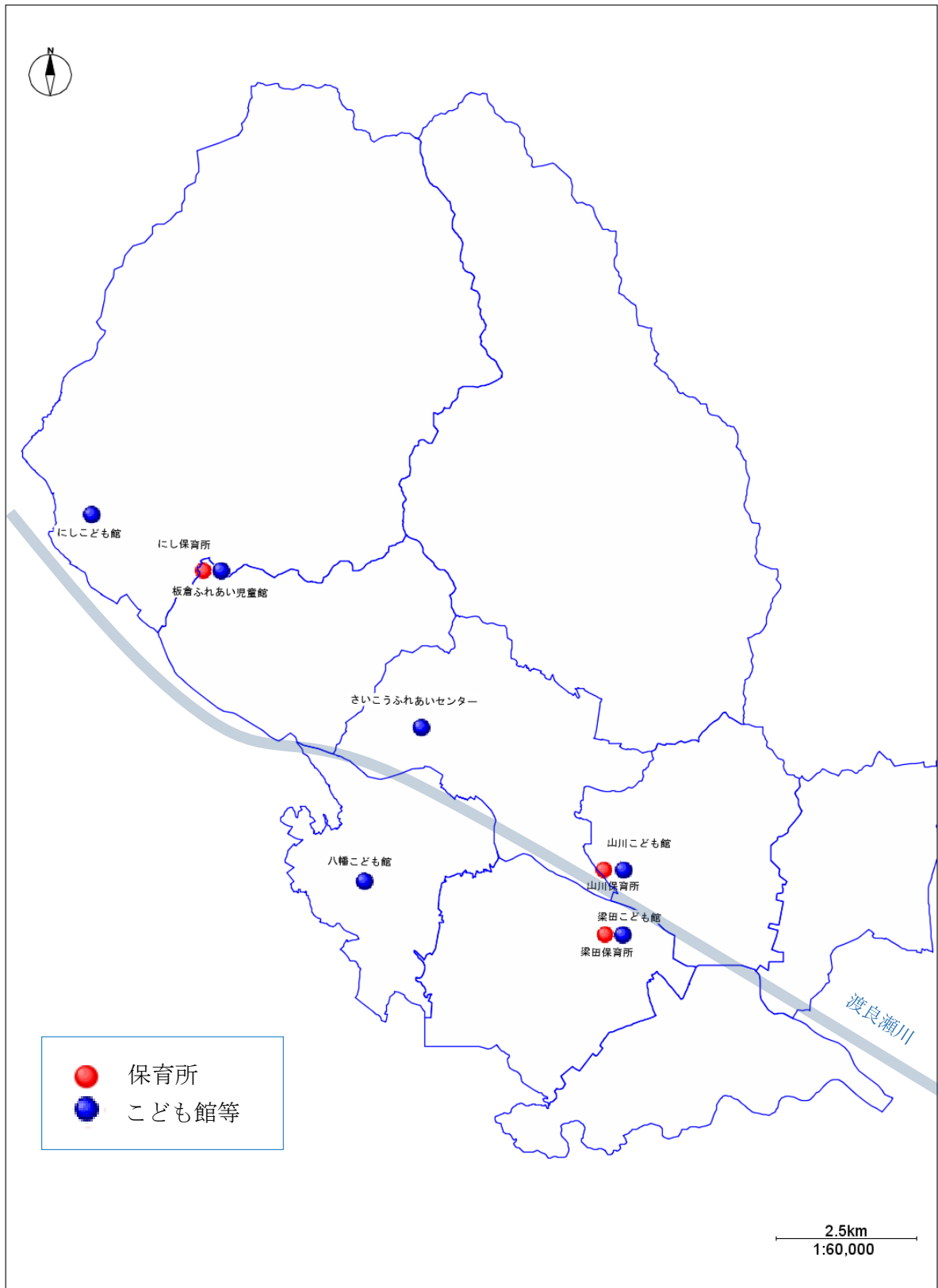




再編後

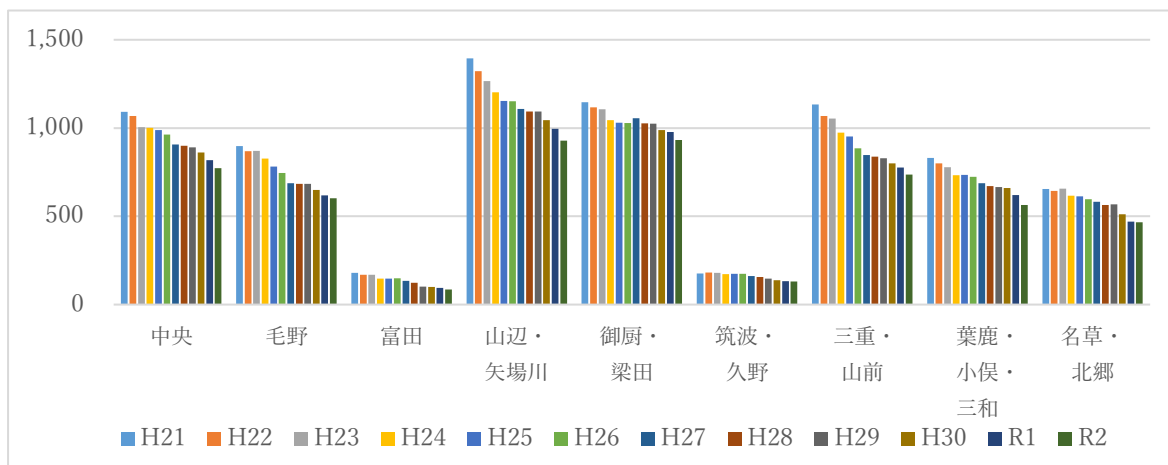
公立保育所・こども館等

令和13年4月



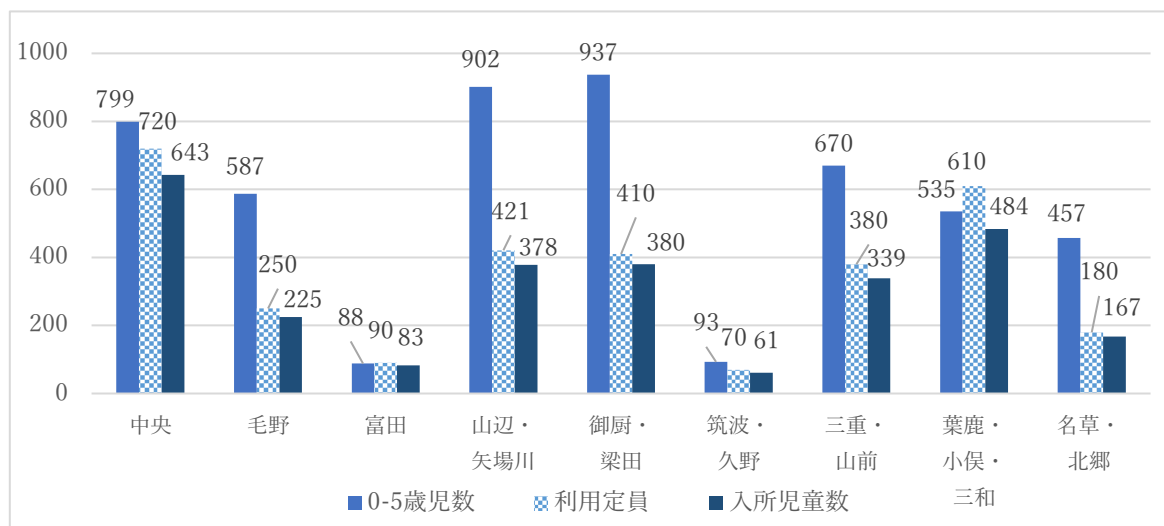
資料3 その他資料

(1) 地区別に集計した就学前児童数の推移 (人)



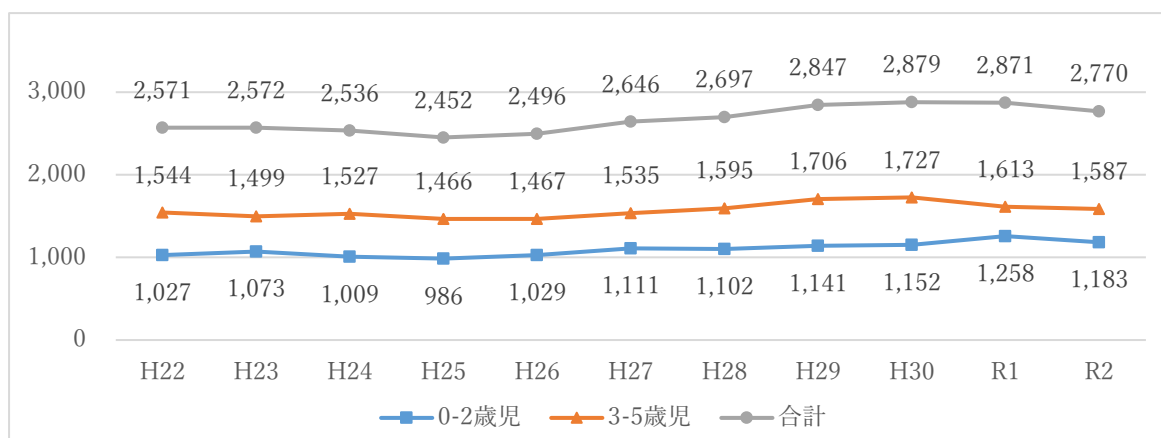
(資料：就学前人口は住民基本台帳(10月)。筑波地区の児童の一部は、御厨・梁田地区に含まれる。)

(2) 地区別に集計した利用定員と入所児童数 (人)



(資料：0-5歳児人口は住民基本台帳(R3.3)、利用定員(R2)、入所児童数は施設からの人員報告(R3.3)の集計値。筑波地区の児童の一部は、御厨・梁田地区に含まれる。)

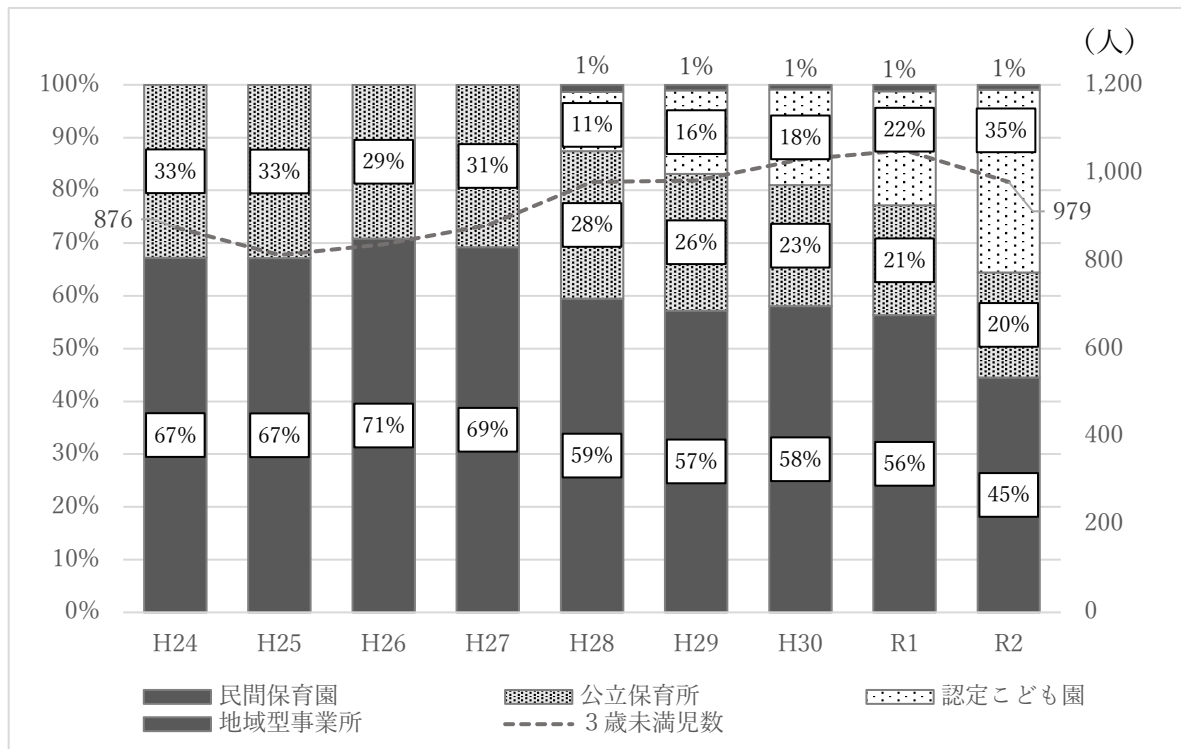
(3) 0～2歳児と3～5歳児の入所児童数の推移 (人)



(資料：入所児童数は施設からの人員報告による集計値(3月分))

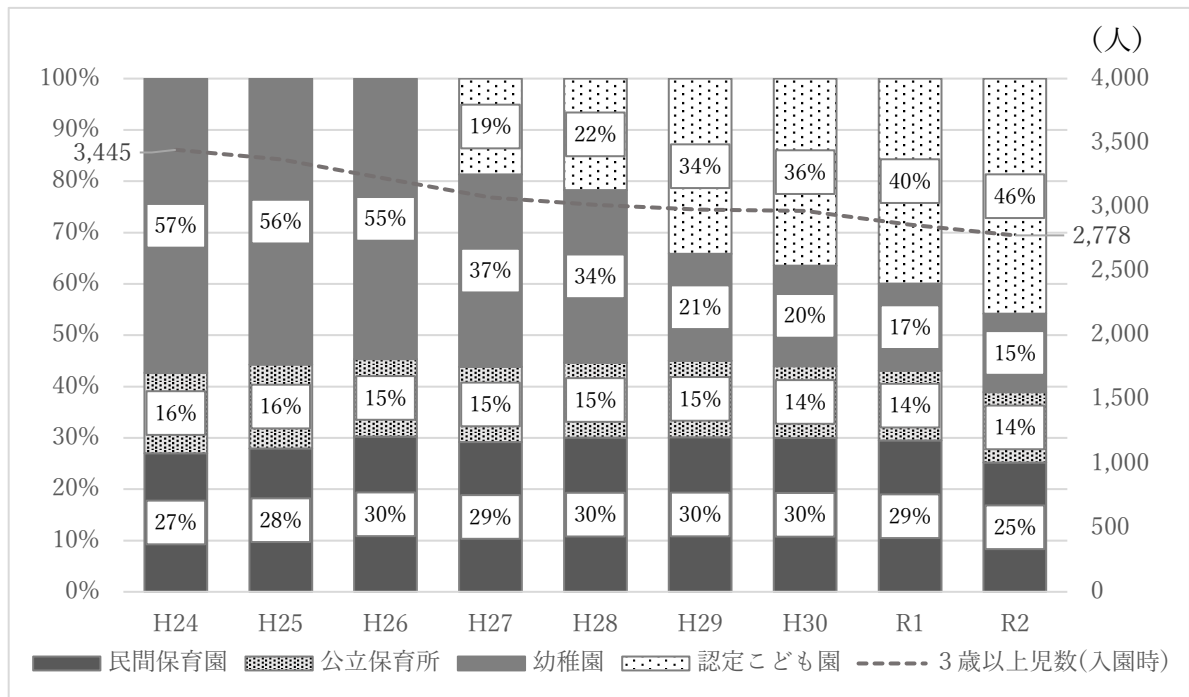
(4) 入所児童数の推移（保育所（園）・認定こども園）

① 0～2歳児の入園状況



(資料：入所児童数は施設からの人員報告による集計値。各年5月1日時点の数値)

② 3歳以上児の入園状況



(資料：入所児童数は施設からの人員報告による集計値。各年5月1日時点の数値)

(5) 公立保育所入所児の住居地と当該保育所が所在する学校区との関係

	調査対象児童数	区域内		区域外	
		人数	割合	人数	割合
小学校区	607人	355人	58.5%	252人	41.5%

公立保育所調査 (R2.10 実施) より

(6) 公立保育所入所児童の通所手段と所要時間

	30分超	30分以内	20分以内	10分以内	計	
	人数	人数	人数	人数	人数	割合
車	3人	24人	118人	449人	594人	98%
自転車			2人	4人	6人	1%
徒歩				7人	7人	1%
計	3人	24人	120人	460人	607人	

公立保育所調査 (R2.10 実施) より

(7) 足利市の保育施設数の推移

種類		H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
保育所	公立	13	11	11	11	11	11	11	11	10
	民間	11	12	12	12	12	12	12	11	11
認定こども園				4	5	8	8	10	11	11
幼稚園		15	15	11	10	7	7	5	5	5
地域型保育事業所				2	2	2	1	1	1	1